

農地中間管理事業にかかる農用地等の貸付希望申出要項

1. 受付期間

- (1) 貸付希望申出の受付期間は、3月初日から6月末日の「前期」、8月初日から10月末日までの「後期」の年2回とします。
- (2) 農業経営基盤強化促進法（円滑化事業、機構事業を含む。）もしくは農地法により権利設定されている現在の耕作者（特定農作業受委託は含まない。）が引き続き機構を通じて耕作を希望される場合、または実質化した人・農地プランもしくは同種の取決め等により貸付先が決まっている場合に別段の申し出（※）があったときは、上記（1）の受付期間以外も受付します。（通年随時）

※貸付希望申出書の様式等は同じですが、本申し出に該当するかどうか、市町農政担当課での確認が必要となりますのでご注意ください。

2. 貸付成立時の権利取得日

- (1) 借受希望者（受け手）とのマッチングを経て、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「機構」という。）が借り受け可能と判断した場合は、市町での「農用地利用集積計画」の公告を受け、下記の月に権利を取得します。
ただし、既に設定されている賃借権等の期間満了をもって権利を取得する場合は、この限りではありません。
前期：10月～11月 後期：翌年3月
- (2) 上記1.（2）の申し出に該当する場合については、偶数月に受付を締め切り、原則、その3か月後に権利を取得します。（例：4月末日締切⇒7月権利取得）
なお、市町また締切月によっては、権利取得月が異なる場合がありますので、申し出時にご確認ください。

3. 貸付希望申出書について

- (1) 貸付申出者
 - ア) 貸付申出者は、貸付希望農用地等の所有者に限ります。なお、成年後見人等法定代理人が選任されている場合は、その名称および氏名を併記してください。
 - イ) 共有名義の場合は、登記名義人のひとりが申し出、添付資料「利用権設定に関する同意書（共有名義）」により、ほかの名義人の同意を得てください。
 - ウ) 登記名義人が亡くなり相続登記が未了の場合は、相続人のうちより相続人代表を定め、その方が申し出ください。また、添付資料「利用権設定に関する同意書（相続未登記）」により、ほかの相続人の同意を得てください。
- (2) 農用地等の貸付希望申出書（別記様式第2号）
 - ア) 記入いただいた電話番号で連絡がつきにくい場合は、その他の連絡先名とその電話番号も記入ください。
 - イ) 申し出にあたっては、後述の承諾事項（申出書にも記載）および注意事項を必ずお読みください。

ウ) 農用地等の貸付申出に係る調査事項の各項目も必ず記入ください。

- ① 貸付希望農用地等の所在市・町以外に所有の農用地があれば、該当市町名を記入ください。
- ② 貸付希望農用地等を貸し付けた後の農業経営について、該当する項目にチェック印を付けてください。
- ③ 賃料計算面積の希望について、該当する項目にチェック印を付けてください。

(3) 貸付希望農用地等明細書（別記様式第2-1号）

※別紙の記入例に基づき、正確に記入ください。

ア) 「農用地等の所在地・面積・地目・内容等」

- ・所在地は、農地台帳に記載されているとおりに記入ください。
- ・面積は㎡単位で、また、地目は現況地目を記入ください。
(一筆の一部を貸借する場合は、その面積を(㎡)と記入ください。)
- ・自作農地は自作欄に○印を付けてください。
- ・他者に貸し付けている場合には、現在の耕作者名を必ず記入ください。

イ) 「意向の確認」

- ・現在の耕作者に継続して貸し付けることを希望する場合は、○印を付けてください。ただし、希望に添えない場合もあります。
- ・貸付希望期間は原則10年以上でお願いしますが、それより短い期間の希望があれば、ご相談ください。
- ・貸付希望賃料が無償の場合は、“0円”と記入ください。

(4) 添付資料

ア) 貸付希望農用地等の所在地・面積等がわかる資料（農地台帳の写し等）

イ) 貸付希望農用地等の位置図

ウ) 貸付希望農用地等が相続未登記の場合

「利用権設定に関する同意書（相続未登記）」（別記様式第2-2号）

エ) 貸付希望農用地等が共有名義の場合

「利用権設定に関する同意書（共有名義）」（別記様式第2-3号）

4. 承諾事項

- (1) 申し出以降も機構の権利取得が完了するまでは、農用地等を適正に維持管理すること。
- (2) 借受希望者（受け手）が見つからず、今後も借受希望者に貸し付けられる可能性が著しく低い場合は、機構は借り受けできないこと。
- (3) 借受希望者（受け手）の選定は、機構の貸付先決定ルールに則り行うこと。
- (4) 機構が必要に応じ、この申出書に記載の内容を関係する機関、団体、集落および借受希望者（受け手）に情報提供すること。
- (5) 機構が必要に応じ、この申出書に記載の貸付希望農用地等について滋賀県農業共済組合ほかから情報提供を受けること。
- (6) この申出書に記載の内容にかかる機構からの問い合わせに対して、回答無き場合は申し出を取り下げたものとみなすこと。

- (7) 機構への農用地等の貸し付けにあたり、手数料が発生する場合は、指定の金額を負担すること。
- (8) 機構に貸し付けた農用地等において、受け手が施設の利用や果樹栽培等を計画している場合は、受け手と内容の確認や取去時の条件等の協議を行うこと。また、その結果を取りまとめ、機構に提出すること。
- (9) 農地貸借に伴う土地改良区の組合員資格の得喪及び賦課金等は、当該土地改良区の決定に従うこと。
- (10) 貸借契約の締結後は、正当な事由なく解約はできないこと。

5. 注意事項

- (1) 貸付希望農用地等は、市街化区域を除く区域に限ります。(不明の場合は、市町農政担当課へご確認ください。)
- (2) 農地として利用することが著しく困難な遊休農地等は借り受けできません。
- (3) 賦課金滞納、差押、所有権移転請求権仮登記のある農地は、借り受けできません。契約手続きまでに解消していただくようお願いします。
- (4) 仮登記、担保設定等の内容によっては、借り受けできない場合があります。
- (5) この申出書の提出により、農用地等の貸し付けが成立したものではありません。
- (6) この申出書の有効期限は、受付後、機構から権利取得にかかる通知があるまでとします。
- (7) 米などの物納による賃料支払いについては、令和4年度事業分(令和4年3月以降の貸付申出農地が対象)より取り扱いを中止いたします。

附則

この要項は、令和4年3月1日から施行します。